

がん検診精度管理委員会結果に基づく指導事項

1 改善に努めていただきたい事項

(1) 全部位に共通する事項

①がん検診の受診勧奨について【事業評価のためのチェックリスト（市区町村用）1（2）】

がんの早期発見、早期治療のため対象者全員*へ個別の受診勧奨を行うこと。広報紙の配布のみでは不適切であり、個人宛に受診勧奨をする必要があるため留意すること。

*住民検診の対象は全住民であり、市区町村は職域健診関係者と連携するなどして、国民健康保健被保険者以外の住民に対しても、同様に受診勧奨をすべきである。（引用：「がん検診事業のあり方について」令和5年6月がん検診のあり方に関する検討会）

【関連する資料】

- ・①【結果報告】R4 がん検診対象者の算出方法
- ・⑩【がん検診実施状況調査】受診勧奨実施状況・利便性向上取組

②受診者への説明について【事業評価のためのチェックリスト（市区町村用）3（1）】

事業評価のためのチェックリストにおいて、「受診者への説明」に関する項目の実施率が低い傾向にある。市町村と検診実施機関が連携し、受診券の郵送時や検診前の説明時等において、「受診者への説明」を全項目満たす資料を受診者全員へ個別に配布すること。また、市町村と検診実施機関で情報共有をし、配布状況の把握に努めること。

【確認していただきたいポイント】

市町村が「受診者への説明」を全項目満たす資料を受診者全員へ個別配布していますか。

↓ はい

↓ いいえ

市町村が資料を配布していることを、検診実施機関へ情報共有していますか。

検診実施機関で資料配付されていますか。

↓ はい

↓ いいえ

↓ はい

↓ いいえ

今後も現在の実施体制で進めてください。

市町村と検診実施機関のチェックリストで齟齬が出ないように検診実施機関と情報を共有してください。

検診実施機関が配布している資料が、「受診者への説明」を全項目網羅していることを確認していますか。

別添 9-1、9-2 を参考に資料を作成し、貴市町村または検診実施機関において受診者へ配布してください。



市町村または検診実施機関のどちらかで配布できていれば達成できる項目です。集団検診機関に対する調査においては、ほぼすべての機関から「全項目を記載した資料を配布している」と回答いただいています。

↙ はい

↓ いいえ

今後も現在の実施体制で進めてください。

資料が、「受診者への説明」を全項目網羅できるよう検診実施機関と調整し、修正してください。

- ・個別検診機関については、県で検診機関ごとの実施状況について把握できていないため、市町村が主体となって実施状況の確認及び体制の整備をすること。

【関連する資料】

- ・別紙 1「受診者への説明について」
- ・別紙 5-1～5「R4 集団検診機関チェックリスト結果」
- ・別紙 9-1, 2「市が配布している『受診者への説明』を全項目満たす資料」

③検診実施機関の質の担保について

【事業評価のためのチェックリスト（市区町村用）9（1-a）】

検診実施機関との契約における仕様書に、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」の一部しか記載していない市町村が多い。全ての項目を仕様書に記載すること。

【確認していただきたいポイント】

- ・「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の「第3 がん検診 1 総則（6）事業評価」において、『技術・体制的指標』による評価を徹底し、死亡率減少を目指すために、『事業評価のためのチェックリスト』及び『仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目』が示されている」と記載されているため、市町村においても事業評価のため、全ての項目を仕様書に記載するように努めること。

【関連する資料】

- ・別紙 2-1～5「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」（胃・大腸・肺・乳・子宮）

④精密検査結果の情報提供について【事業評価のためのチェックリスト（市区町村用）6（3）】

検診実施機関において自施設の要精検判定が妥当であったか検証することが重要である。精密検査機関から検診実施機関に精密検査結果を直接提供する仕組みがない場合は、検診実施機関からの依頼がなくても、市町村が検診実施機関へ精密検査結果を情報提供すること。

【確認していただきたいポイント】

- ・個人情報の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日）」を根拠とし、受診者の同意がなくても自治体や検診機関に対して精密検査結果の情報提供できるとされています。市町村から一次検診機関へ精密検査結果の情報提供を積極的に行ってください。
- ・市町村が検診実施機関へ情報提供する際の参考様式は、下記資料を参考にしてください。

【関連する資料】

- ・別紙 7「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日）」3（2）③、9（2）③（P 25～28、44～52）
- ・別紙 3「精検検査結果一覧（情報提供用参考様式）」

(2) 胃がん検診に関する事項

胃内視鏡検査の仕様書への明記について

「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」において、「胃内視鏡検診運営委員会（仮称）、もしくはそれに相当する組織が設置する読影委員会により、ダブルチェックを行う」と示されているため、市町村は仕様書に明記するとともに、仕様書の内容に基づいて適切に検診実施機関を選定すること。

【確認していただきたいポイント】

- ・ダブルチェックを行うことの記入について、管内で機関が少なく仕様書に記載ができない場合には、管外機関などとの広域的な契約についても検討をすること。

【関連する資料】

- ・別紙 2-1 「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（胃がん検診）」
- ・⑥【補足調査・胃】胃内視鏡実施状況

(3) 肺がん検診に関する事項

①胸部エックス線検査の読影について

「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」において、胸部エックス線読影の際は、2名以上の医師によって読影し、うち一人は肺癌診療に携わる医師もしくは放射線科の医師を含めることと示されているため、市町村は仕様書に明記するとともに、仕様書の内容に基づいて適切に検診実施機関を選定すること。

【関連する資料】

- ・別紙 2-3 「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（肺がん検診）」
- ・⑨【補足調査・肺 3】委託契約内容等

②胸部エックス線検査の判定について

「肺癌取扱い規約第8版」に示されている「肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分」に基づき、「肺癌の疑いが少しでもあればE判定」とすることを検診実施機関へ周知徹底すること。

【確認していただきたいポイント】

- ・委託先と認識が一致している場合でも、担当者の変更等により認識の差が生じうる場合が考えられるため、契約書等で委託先に明示するなどし、より一層の周知徹底に努めること。
- ・県への結果報告の「D判定」「D判定2」のシートには、「D判定を肺がんの要精検としている」市町村のみ人数の報告をしていただいています。D判定を要精検にしている、「肺がんの要精検」としていなければ、結果報告の際に人数を報告していただく必要はありません。

【関連する資料】

- ・②肺がん検診結果 集計表（市町村別）（3）（4）（シート名：「D判定」「D判定2」）
- ・⑨【補足調査・肺 3】委託契約内容等

(4) 大腸がん検診に関する事項

①便潜血検査の使用キットとカットオフ値の明記について

検診実施機関への委託において、便潜血検査の検査キット名、測定方法（用手法もしくは自動分析装置法）、カットオフ値（定性法の場合は検出感度）を仕様書に明記すること。

②便潜血検査の適切な使用キット（試薬）及びカットオフ値の選定について

要精検率が許容値を逸脱している市町村は、適切な使用キット（試薬）及びカットオフ値となっているか検証すること。特に使用キット（試薬）の選定について、定性検査は感度が高く要精検率が高くなりやすい傾向があるため、そうした特徴も踏まえて、使用キット（試薬）及びカットオフ値の選定について検診実施機関と検証すること。

【確認していただきたいポイント】

- ・①の事項を達成するためには、まず②の事項に積極的に取り組むことが必要となる。市町村でも検診実施機関の使用しているキット（試薬）及びカットオフ値を把握し、要精検率が高い検診実施機関については今一度使用キット（試薬）及びカットオフ値を見直すように努めること。また、試薬はできれば定量試薬を使用し、カットオフ値はメーカー推奨値よりも下げないようにすること。

【関連する資料】

- ・別紙 2-2「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（大腸がん検診）」
- ・⑧【補足調査・大腸】大腸がん検診委託先及び検査試薬、精密検査の実施方法

③便潜血検査のみの精密検査について

便潜血検査のみによる精密検査は、大腸がんの見落としの増加につながることから、行わないものとする。

【関連する資料】

- ・別紙 8「市町村におけるがん検診精度管理のための技術的指針」
別記 5（3）③（P 12～14）
- ・⑧【補足調査・大腸】大腸がん検診委託先及び検査試薬、精密検査の実施方法

(5) 乳がん検診に関する事項

①ブレスト・アウェアネスについて

乳がんにおいては、ブレスト・アウェアネス（乳房を意識する生活習慣）が日常の健康管理として重要であるため、検診の場で受診者に対し、乳がん検診を定期的に受診することの重要性だけでなく、ブレスト・アウェアネスや、気になる症状がある場合の専門医療機関への早期受診等の普及啓発に努めること。

【確認のポイント】

ブレスト・アウェアネスには、日ごろの生活の中で行うべき以下の4つのポイントがある

ため、啓発の際の参考とすること。

- ・自分の乳房の状態を知る
- ・乳房の変化に気をつける
- ・変化に気づいたらすぐ医師へ相談する
- ・40歳になったら2年に1回乳がん検診を受ける

②有症状者の検診受診について

要精検率かつ陽性反応適中度が許容値を大きく上回る市町村は、有症状者ががん検診を受診しているおそれがあるため、あくまで検診は無症状者を対象に行い、有症状者には診療を行うよう検診実施機関に周知徹底すること。

また、検診受診者にも、症状がある場合は検診ではなく医療機関を受診するように周知すること。

2 プロセス指標の変更について

令和5年6月23日付け健発0623第14号で厚生労働省健康局長から「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正」について通知がありましたとおり、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方報告書」（平成20年3月）において示された方針が見直され、がん検診のあり方に関する検討会において「がん検診事業のあり方について」がとりまとめられました。それにより、プロセス指標の基準値に変更がありましたので、改めて確認をお願いします。

【関連資料】

- ・別紙6「がん検診事業のあり方について」
第3章（1-2）、表12、別添6（P19～23、114～125）

3 参考事項

（1）がん登録情報の活用について

「がん登録等の推進に関する法律」に基づく全国がん登録の情報提供が平成31年から始まり、市町村において、特異度の算出や偽陰性例の症例検討等に使用することができますので、希望される場合は御相談ください。

（2）大腸がんCT検査について

令和5年3月改定の『大腸がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用） - 集団検診・個別検診』にて「大腸がん検診マニュアル（2021年度改訂版、日本消化器がん検診学会刊行）に記載された方法に準拠して行っているか※」の記載があり、『大腸がん検診マニュアル（2021年度改訂版、日本消化器がん検診学会刊行）』にて精密検査として大腸がんCTの記載があることから、令和5年度分の結果報告より精密検査の中に大腸がんCTも含まれますので、御承知おきください。

（3）精密検査受診関連指標の分類について

「我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書（平成20年3月）により、精密検査受診関連指標（精検受診・未把握・未受診）は、別紙4のように定義されています。検診受診者が要精検となった場合の分類をする際に、参考にしてください。